

「電子政府構築計画」新旧対照表

改 定 案	現 行
第1 基本的考え方 電子政府の構築は、行政分野へのＩＴ（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的とするものである。 これは言い換えれば、「利用者本位で、透明性が高く、効率的で、安全な行政サービスの提供」と「行政内部の業務・システムの最適化（効率化・合理化）」を図ることにほかならない。 こうした目的の達成をより確実なものとするため、今後の電子政府の構築に当たっては、以下の原則と目標に基づき取り組んでいくものとする。 電子政府構築の原則 国民にとって使いやすく分かりやすい、高度な行政サービスの提供 行政機関ごとの縦割りサービスを排除し、国民が利用したい時間・場所において簡単に行政サービスが受けられる機会を確保する。 政策に関する透明性の確保、説明責務の履行及び国民参加の拡大 電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）などを通じ、政策に関する多様な情報提供を徹底するとともに、政策立案過程における国民の意見提起の機会を最大限確保する。 ユニバーサル・デザイン（誰もが使いやすい設計）の確保	第1 基本的考え方（同左）

改 定 案	現 行
高齢者、障害者の使いやすさにも十分に配慮されたシステム（音声による読み上げ機能に配慮した情報内容の整備等）の導入に努める。 業務効率の徹底的追求 業務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運営の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求する。 民間活力の活用 情報通信技術の専門性と変化の早さにかんがみ、業務・システムの最適化に当たり、民間の専門家の活用や民間への委託に努める。 情報システムの安全性・信頼性の確保と個人情報保護 情報システムについて、常に最高水準の安全性、信頼性を確保するとともに、ＩＴ社会の基盤である個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用を図る。 国の行政機関以外の機関との連携及び国際連携の確保 独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関（以下「関係機関」という。）との連携協力により、国民の利便性・サービスの向上等を総合的・一体的に推進する。また、諸外国とも十分な連携を図りつつ、システム構築等にあたる。 活力ある社会形成への配慮 電子政府を推進することによって、電子商取引をはじめとする国民生活や企業活動におけるＩＴ利用促進の触媒的機能を十分に果たす。	

改 定 案	現 行
目標 上記 の原則に基づく電子政府構築を着実に推進することにより、以下の目標の実現を目指す。 利用者本位の行政サービスの提供 国民が行政組織等を意識せず、多様な手段により、24 時間 365 日ノンストップで（いつでも）必要な情報を容易に入手し、行政手続等についてワンストップで（インターネット上の一つの窓口で）適切な行政サービスを受けることを可能にする。 予算効率の高い簡素な政府の実現 業務処理過程の重複等の徹底した排除、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化、定型的業務等の外部委託の推進等業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることにより、予算効率の高い簡素な政府を実現する。 計画の期間、見直し等 1 対象機関 全府省を対象とし、関係機関についても連携した取組を要請する。 2 計画期間 2003 年度（平成 15 年度）から 2005 年度末（平成 17 年度末）までの 3 か年計画とする。 3 計画の評価と見直し 毎年度、計画の進ちょく状況を把握、分析、評価し、その結果を踏	

改 定 案	現 行
まえ、予算編成日程等を勘案して計画を見直す。 これに関連して、各府省は、電子政府に係る施策を「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価の対象とすることとし、当該政策評価を実施する場合においては、部外有識者の知見を活用するものとする。 なお、各府省は、毎年度の概算要求時、遅くとも予算編成時まで、複数年度にわたる電子政府の主要施策の所要経費や効果を明示する。 第2 施策の基本方針 国民の利便性・サービスの向上 <u>国民の利便性・サービスの向上に関しては、e-Gov において、2004 年（平成 16 年）1 月から、ライフイベント（就職、結婚、退職など人生の主な出来事）及びサービス分野別の手続案内の導入をはじめ、使いやすいシステム整備を図るとともに、国の行政機関が扱う申請・届出等手続についても、各府省が積極的に取り組んだ結果、そのほとんどすべてをオンライン化するなど、一定の成果を挙げたところである。</u> <u>しかしながら、行政情報の電子的提供、電子申請等に係る取組については、分かりやすさ、使いやすさなどの面で、必ずしも十分とは言えない状況にあり、引き続き、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善に取り組んでいく必要がある。</u> これらの状況を踏まえ、以下の取組を推進する。 1 行政ポータルサイトの整備、充実 e-Gov 及び各府省のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービスの	第2 施策の基本方針 国民の利便性・サービスの向上 <u>政府は、IT を活用した国民の利便性・サービスの向上を図る観点から、各種行政分野に係る情報のインターネットによる提供、申請・届出等手続のオンライン化を積極的に進めてきたところである。しかしながら、これまでの取組は、各府省間の連携が必ずしも十分でなかったこともあり、国民等利用者からみて、利便性の面で改善の余地がある。</u> <u>我が国が 2005 年（平成 17 年）までに世界最先端の IT 国家となるためには、利用者の視点を徹底し、従来の各府省ごとの行政情報の提供、すべての手続のオンライン化という「量」の追求から、行政情報の入手やオンラインによる手続を、便利で分かりやすいものとするという「質」の向上への転換を図ることが必要である。</u> これらの状況を踏まえ、以下の取組を推進する。 3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善 <u>(1) 行政ポータルサイトの整備、充実</u> e-Gov 及び各府省のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービ

改 定 案	現 行
提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として<u>統一性があり、分かりやすい情報の提供等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005 年度末（平成 17 年度末）までに整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」（2004 年（平成 16 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等を踏まえ、以下の取組を実施する。</u> （ から まで削除）	スの提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として分かりやすい情報の提供、<u>国民等からの政策提言の一元的な受付等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005 年度末（平成 17 年度末）までに整備する。このため、2003 年度（平成 15 年度）においては、以下の取組を実施する。</u> — <u>国民生活や企業活動に密着した申請・届出等手続きを含めた案内が行えるよう、各府省は、2004 年（平成 16 年）1 月から、手続案内の対象を法令に基づくすべての手続に拡大するとともに、総務省は、申請・届出等の件数が多いものなど主要な手続を対象として、e-Gov の手続案内を個人・企業別、ライフイベント（就職、結婚、退職など人生の主な出来事）及びサービス分野別に再構成し、利用者の視点に立った手続案内を実現する。</u> — <u>各府省は、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（2001 年（平成 13 年）3 月 29 日行政情報化推進各省庁連絡会議了承。2002 年（平成 14 年）7 月 30 日改定）に基づき、引き続き行政情報の提供内容の充実等を推進するとともに、総務省は、e-Gov に、各府省が手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）等の情報を登録・更新する機能を整備し、2004 年（平成 16 年）1 月から、e-Gov においてこれらの情報を政府全体として分かりやすく、体系的に、かつ一元的に提供する。</u> — <u>総務省は、e-Gov に、国民等から政策に対する提言を一元的に受け付け、所管府省へ配信する機能を整備し、2004 年（平成 16 年）1 月から、国民等が府省を意識することなく政策に対する提言を行えるようにする。</u>

改 定 案	現 行
<u>(1) 各府省は、国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供の一層の充実を図る。</u> <u>(2) 「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(2001 年(平成 13 年) 3 月 29 日行政情報化推進各省庁連絡会議了承。2002 年(平成 14 年) 7 月 30 日改定) に基づき全府省がホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲載する情報(パブリックコメント、政策評価等) について、掲載項目の見直し、掲載情報の充実を図るとともに、各府省のホームページ画面上における当該カテゴリーの表示位置の整合性を図ることにより、利便性の向上を図る。</u> <u>(3) 各府省は、e-Gov において政府全体として体系的、一元的に提供している申請・届出等の手続案内について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。</u> <u>(4) e-Gov において、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関、民間団体等が運営するホームページその他の情報提供系サイト(データベースを含む。) へのリンクによる案内を拡充するなど、情報提供の充実を図る。</u> <u>(5) 上記(1) から(4) に掲げるものを含め、行政情報の電子的提供業務について、各府省情報化統括責任者(CIO) 連絡会議(以下</u>	<u>― 国民等利用者の視点に立って、政府として行政ポータルサイトの統一性を確保するための情報内容及び画面設計に関する基準、e-Gov から一元的な情報提供を行うための関係機関及び民間事業者との連携等の方策について検討を行い、CIO 連絡会議において、2003 年度末(平成 15 年度末) までに、2 (4) の整備方針を含め、行政ポータルサイトの整備方針として策定する。</u>

改 定 案	現 行
<u>「CIO 連絡会議」という。）の下、総務省が中心となって、2004 年（平成 16 年）7 月までに業務・システムの見直し方針を策定する。</u> 2 ワンストップサービスの拡大 （削除） <u>（１）輸出入・港湾手続のワンストップ化</u> 輸出入・港湾手続について、既存システムの相互接続にとどまらず、手続の簡素化、国際標準への準拠など関係府省における手続の徹底した見直しをもとに、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新たなシステムを構築するため、CIO 連絡会議の下、財務省が中心となって、業務・システムに係る最適化計画を 2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に策定する。 また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（FAL 条約）」の締結を行うための措置を 2004 年度中（平成 16 年度中）に講ずる。その際、FAL 条約で求められる締約国の順守すべき規準については、現在、我が国が採用できないとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多数存在するが、これらの項目数を先進国並みにまで引き下げよう、関係省庁は連携して、着実な対応を図る。 <u>（２）自動車保有関係手続のワンストップ化</u> 関係府省は、自動車保有関係手続について、2005 年中（平成 17 年中）に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働	2 ワンストップサービスの拡大 <u>（１）共管手続の窓口一元化</u> 複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続（共管公益法人に係る手続を含む。）について、原則として共管府省のうち窓口となる 1 府省を特定し、窓口を一元化するとともに、窓口府省は、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化する。 <u>（２）輸出入・港湾手続のワンストップ化</u> 関係府省は、2003 年度末（平成 15 年度末）までの実現を予定している輸入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの活用や各種輸出手続の電子申請システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を推進する。 また、輸出入・港湾に関するすべての手続について、既存システムの相互接続にとどまらず、国際的な調和に留意しつつ、改めてその徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用経費の低廉な新しいシステム構築について検討し、既存の業務・システムに係る最適化計画を 2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に策定する。 なお、国際標準への準拠、手続の簡素化の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（FAL 条約）」の締結について早急に検討し、その結果を踏まえ 2003 年（平成 15 年）12 月までに規制改革等の必要な措置を講ずる。 <u>（３）自動車保有関係手続のワンストップ化</u> 関係府省は、自動車保有関係手続について、概ね 2005 年（平成 17 年）を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システム

改 定 案	現 行
<u>開始を目指す。このため、2004 年度（平成 16 年度）には、2003 年度（平成 15 年度）に開発したシステムの改良を行うとともに、対象地域等を拡大して実用化に係る試験運用を行う。</u> <u>（３）e-Gov を活用したワンストップサービスの推進</u> <u>電子申請システムの利便性の向上及び効率的な整備を図り、e-Gov を活用して、申請・届出等手続の案内情報の入手から複数申請の一括提出（複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続、共管公益法人に係る手続を含む。）までを行えるワンストップサービスの仕組みを整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、以下の取組を実施する。</u> <u>ア 利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、各府省の電子申請システムをできる限り統合し、申請方法等を統一する。このため、総務省は、e-Gov に、申請データの作成・送信、補正、取下げなど共通的に利用者に提供する機能及び申請様式の管理、形式チェック等各府省が共通に利用する機能を 2005 年度末（平成 17 年度末）までに整備する。これに伴い、各府省は、それぞれの電子申請システムについて、機能の見直しを行う。</u> <u>イ また、CIO 連絡会議の下、総務省が中心となって、2004 年（平成 16 年）7 月までに電子申請等受付業務の業務・システムの見直し方針を策定する。</u> <u>（ から まで削除）</u>	<u>の稼動開始を目指す。このため、2003 年度（平成 15 年度）には、システムの開発を行うとともに、一部地域で、システムの実用化に係る試験運用を行う。</u> <u>（４）総合的なワンストップサービスの推進</u> <u>e-Gov を活用し、国の行政機関はもとより関係機関の電子申請システムとも連携し、申請・届出等手続の案内情報の入手から実際の手続までをインターネットにより一元的に行うことができる総合的なワンストップサービスの仕組みを 2005 年度末（平成 17 年度末）までに整備するため、以下の取組を実施する。</u> <u>総務省は、e-Gov に、国民等利用者が目的とする個々の手続をオンラインで行えるシステムへ直接接続できる機能を整備し、2004 年（平成 16 年）1 月から運用を開始する。これに対応し、各府省は、電子申請システムの必要な改善を行う。</u> <u>総務省及び各府省は、2005 年度末（平成 17 年度末）までに、e-</u>

改 定 案	現 行
3 政府調達手続の電子化の推進 総務省及び各府省は、政府調達における契約の電子化について、2004 年度内（平成 16 年度内）に具体的な実施方策を検討し、これを踏まえ、政府調達に係る業務・システムの最適化を図るため、契約の電子化を着実に推進する。	<u>Gov と各府省の電子申請システムとを連携させ、国民等利用者の要望を踏まえ、一つの目的を達成するために必要な関連する手続を一括して行えるワンストップサービス機能を整備する。また、e-Gov と関係機関の電子申請システムとも連携する総合的なワンストップサービスの仕組みを整備する。</u> — <u>総合的なワンストップサービスの実現に向け、2003 年度末（平成 15 年度末）までに、システム形態、各機関との連携方法、運用方法等の課題について検討を行い、CIO 連絡会議において、整備方針を策定する。</u> <u>なお、総務省、経済産業省における調査研究成果を踏まえ、上記整備方針の中で、民間事業者（電話会社、ガス事業者、金融機関等）への手続をも含めたワンストップサービスについての基本的な考え方を整理する。</u> 1 オンライン利用の促進 （４）政府調達の電子化 <u>インターネット技術を活用した電子入札・開札を実施するなど政府調達手続を電子化することにより、企業の負担軽減及び行政事務の簡素・合理化を図る。</u> — <u>非公共事業</u> <u>各府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を 2003 年度末（平成 15 年度末）までに導入する。</u> — <u>公共事業</u> <u>関係府省は、インターネット技術を活用した電子入札・開札を、原則として、2003 年度末（平成 15 年度末）までにすべての直轄事業において導入する。</u> <u>なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム</u>

改 定 案	現 行
4 <u>オンライン利用の促進のための環境整備</u> (削除) (1) <u>オンライン利用の促進方策</u> 国の行政機関が扱う申請・届出等手続の<u>オンライン化の基盤が整ったところであり、</u>今後は、この整備された<u>基盤</u>を活用し、オンライン利用の向上を図っていくことが重要である。 オンライン利用については、我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指すものとするが、オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、これを促進させるため、<u>年間申請件数の多い(年間申請件数 10 万件以上)手続を重点に、業務の効率化による実費の手数料への適切な反映、添付書類を含め手続そのものの簡素化・合理化の徹底、業務処理の短縮化を図り、オンライン利用の利便性を実感できるようにする。</u> このため、各府省は、2005 年度末(平成 17 年度末)までに以下の取組を実施する。 ア 「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、総務省は各府省の協力を得て上記 2 (3) アの e-Gov に整備する共通的に利用者に提供する機能について、各府省は個別手続専用の電子申請システムについて、それぞれ仕様の公開、代理人による手続への対応を図るなど、利用者の利便性向上に資する措置を講ずる。	<u>(CALS/EC)を 2004 年度(平成 16 年度)までに構築するとともに、その後さらなる高度化を図る。</u> 1 <u>オンライン利用の促進</u> (1) <u>アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画)の着実な実施</u> 各府省は、「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、2003 年度末(平成 15 年度末)までに手続のオンライン化を着実に実施する。 1 <u>オンライン利用の促進</u> (3) <u>オンライン利用の向上方策</u> 国の行政機関が扱う申請・届出等手続については、<u>2003 年度末(平成 15 年度末)までにオンライン化の環境が整備されることとなる。</u>今後は、この整備された<u>環境</u>を活用し、オンライン利用の向上を図っていくことが重要である。 オンライン利用については、我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指すものとするが、オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、<u>その改善要望を踏まえつつ、利用者がその利便性を実感できるようにする必要がある。</u> このため、各府省は、2005 年度末(平成 17 年度末)までに以下の取組を実施する。 申請・届出等の件数が多い手続や反復継続して行われる手続を中心に、()企業内部のシステムで作成しているデータを活用して手続が行えるよう、電子申請システムの仕様を公開するとともに、()複数の手続を一括して提出できるよう電子申請システムの改善を行うなど、利用者が使いやすいシステム整備を進め

改 定 案	現 行
イ <u>利用者の視点に立ったサービスの向上を図るため、「行政ポータルサイトの整備方針」に基づき、総務省において、e-Gov（e-Gov に整備する各府省が共通に利用する機能を含む。）の利用方法等についての相談・案内に一元的に対応する電子政府利用支援センターを 2005 年度末（平成 17 年度末）までに整備する。</u> ウ <u>オンラインによる手続については、利用者が時間的な恩恵を享受できるよう、原則として 24 時間 365 日受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、引き続き電子化を進め、処理期間の短縮を図る。</u> エ <u>オンライン利用に係る手数料については、引き続き、業務・システムの効率化により行政経費の低減を図り、実費を適切に反映した手数料を設定する。</u> オ <u>各府省は、申請・届出等手続について、「手続の簡素化・合理化計画」（2004 年（平成 16 年）2 月 10 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に基づき、2005 年度末（平成 17 年度末）までに、必要性の乏しい手続の廃止、頻度軽減などの措置を講ずる。</u>	<u>る。</u> <u>また、電子申請システムについては、代理人が手続を行う場合にも対応できるよう、できる限り早期に所要の措置を講ずる。</u> <u>なお、各府省に共通する事項については、整合性・統一性を確保するため、必要に応じ、「申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」（2001 年（平成 13 年）8 月 6 日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承）の見直しを行う。</u> — <u>オンラインによる手続については、利用者が時間的な恩恵を享受できるよう、原則として 24 時間 365 日受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理を電子化し、処理期間の短縮を図る。</u> — <u>オンラインの利用について手数料を低減化している実例もあり、業務・システムの効率化により行政経費の低減を図り、オンライン利用について実費を適切に反映した手数料を設定する。</u> 1 <u>オンライン利用の促進</u> (2) <u>手続の簡素化・合理化の徹底</u> <u>各府省は、申請・届出等手続について、以下に掲げる「手続の簡素化・合理化の取組事項」に基づき、2003 年（平成 15 年）12 月までに、該当する手続、年度ごとの措置内容を定め、2005 年度末（平成 17 年度末）までに、手続の簡素化・合理化の徹底を図る。</u>

改 定 案	現 行
<u>また、特に、年間申請件数が 10 万件以上の手続で業務・システムの最適化計画の策定対象となっているものについては、各府省は、計画の策定過程において、手続の簡素化・合理化の観点からの見直しを重点的に実施する。</u> カ <u>添付書類の提出についても、できる限りオンライン化するため、民間が発行する証明書等の電子化について、所管府省は、府省別の計画に沿って、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。</u> <u>なお、電子申請システムを利用して送信することができない添付書類（電子的に発行することが困難な証明書等）をスキャナー等を利用して電子化し、オンラインで送信できるようにするための方策については、CIO 連絡会議において引き続き検討を進める。</u> キ <u>年金に関する情報など国民等利用者からの照会、相談などが多く、関心が高いものについて、本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答、教示等を行うサービスの提供を推進する。</u> ク <u>e-Gov 及び各府省のホームページ並びに広報誌等各種媒体を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性（オンライン利用の際の処理期間、手数料等）などを周知する。また、オンライン利用状況や改善要望等の把握・分析を行い、的確な利用説明会、講習会の開催や申請窓口、関係団体を通じた普及・啓発を行う。</u>	<u>[手続の簡素化・合理化の取組事項]（略）</u> 1 <u>オンライン利用の促進</u> <u>（３）オンライン利用の向上方策</u> — <u>添付書類の提出についても、できる限りオンライン化することとし、行政機関が発行する証明書等については、発行主体となる各府省において、2003 年度末（平成 15 年度末）までに電子化を図る。</u> <u>また、民間が発行する証明書等について、所管府省は、2003 年（平成 15 年）12 月までに電子化の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。</u> <u>さらに、電子的に発行することが困難な証明書等については、スキャナー等の活用を含めて引き続き検討を進め、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「CIO 連絡会議」という。）において、2003 年度末（平成 15 年度末）までに取組方針を取りまとめる。</u> — <u>e-Gov 及び各府省のホームページ並びに広報誌等各種媒体を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを周知するとともに、利用説明会や講習会の開催、申請窓口、関係団体を通じたオンライン利用の普及・啓発を行う。</u>

改 定 案	現 行
(削除) (2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備) e-Gov、各府省のホームページや電子申請システム等の国民等利用者と行政との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を利用できる環境整備を推進するため、各府省は、以下の取組を実施する。 ア 高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするため、<u>ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS)の策定動向を踏まえ、システムの使いやすさ、分かりやすいエラー・メッセージの表示等必要な改善を図る。また、国民等利用者の要望、技術動向等を踏まえた多様なOS(オペレーティングシステム)、ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト)、文書作成ソフトウェア等への対応などに留意する。さらに、総務省において、容易にオンラインによる手続を可能とする取組を先行的に進めるとともに、その成果を踏まえ、各府省間の整合性を図りつつ、各府省において所要の措置を講ずる。</u> イ 電子的な利用手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るため、国の出先機関の施設はもとより、地方公共団体等との連	<u>(5) 歳入金等の電子化</u> <u>財務省及び各府省は、歳入金の納付及び国税の申告等申請・納付について、2003年度末(平成15年度末)までにインターネット等を利用した手続を可能とするためのシステムを整備し、その安定的な稼働に配意しつつ、日本銀行及び金融機関のシステムの整備を前提として、逐次運用を開始する。</u> 3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善 (2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)(同左) — 高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするため、<u>行政情報の提供について、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」に沿って、音声や画像で表示される情報内容には代替手段を提供するなど各府省のホームページから提供される行政情報の分かりやすさと利便性の向上を進める。また、総務省において、容易にオンラインによる手続を可能とする取組を先行的に進めるとともに、その成果を踏まえ、各府省間の整合性を図りつつ、各府省において所要の措置を講ずる。</u> — 電子的な利用手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るため、国の出先機関の施設はもとより、地方公共団体等との連

改 定 案	現 行
携協力を図りつつ、地方公共団体の施設（公民館、図書館等）、郵便局、学校等国民に身近な施設から容易かつ安全に利用することができるよう必要な環境の整備を進める。 ウ 携帯端末、携帯電話の普及など、通信手段の多様化に対応するため、行政情報の提供について、システム、情報内容の見直しを進める。 （削除） ＩＴ化に対応した業務改革 <u>従来の行政事務のＩＴ化は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまり、ＩＴ導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直し、さらに見直しに基づいた新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に関する取組が不十分である。また、情報システムの整備についても、各府省に共通する業務、類似の業務に関して各府省において制度との整合性は図りつつも、区々にシステムの整備・運用が行われているなど、ＩＴ導入による業務・システムの最適化が十分に図られているとは言い難い状況にある。</u>	携協力を図りつつ、地方公共団体の施設（公民館、図書館等）、郵便局、学校等国民に身近な施設から容易かつ安全に利用することができるよう必要な環境の整備を進める。 ― 携帯端末、携帯電話の普及など、通信手段の多様化に対応するため、行政情報の提供について、システム、情報内容の見直しを進める。<u>また、電子申請システムについて、技術動向を踏まえつつ多様なＯＳ（オペレーティングシステム）に対応できるよう検討を進める。</u> <u>また、利用者の視点に立ったサービスの向上を図るため、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等についての相談・案内に関し、各府省を意識させることなく、総合的・横断的に対応するための体制・仕組み（電子政府利用支援センター（仮称））について、2005 年度末（平成 17 年度末）を目途として整備することとし、CIO 連絡会議において、2003 年度末（平成 15 年度末）までに、その具体的機能・役割、位置付け、各府省の役割分担等について検討し、整備方針を策定する。</u> ＩＴ化に対応した業務改革 <u>政府は、電子情報を原則とする行政運営を実現し、行政運営の簡素化・効率化を推進するため、行政事務のＩＴ化に取り組んできたところである。</u> <u>しかしながら、これまでの取組は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまっており、ＩＴ導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直し、さらに見直しに基づいた新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に関する取組は不十分なものとなっている。</u>

改 定 案	現 行
<u>このような認識の下、政府は、昨年 12 月までに政府全体の業務・システムの体系的な整理を実施し、これを踏まえ、各府省に共通する業務・システム（21 分野）及び個別府省の業務・システム（51 分野）について、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とし、業務処理時間や経費の削減効果（試算）を数値で明示する最適化計画を 2005 年度末（平成 17 年度末）までに策定することとしたところである。</u> <u>これに基づき、政府として、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的、横断的に推進するため、以下の取組を推進する。</u> <u>1 業務・システムの最適化</u> （削除） <u>（１）府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム</u> 「<u>府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省について</u>」（2004 年（平成 16 年）2 月 10 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に掲げる府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム（<u>内部管理業務の業務・システム及び共通システムについては、2 及び 3 を参照。</u>）については、担当府省が中心となって、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。	<u>また、情報システムの整備についても、各府省に共通する業務、類似の業務に関して各府省において制度との整合性は図りつつも、区々にシステムの整備・運用が行われているなど、ＩＴ導入による業務・システムの最適化が十分に図られているとは言い難い状況にある。</u> <u>なお、業務・システムの最適化に当たっては、可能な限り、外部委託するという視点が不可欠であり、今後一層その推進を図っていくことが必要である。</u> <u>このため、政府として、ＩＴ導入による業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的、横断的に推進するため、以下の取組を推進する。</u> <u>3 個別業務・システムの最適化</u> <u>各府省は、2003 年（平成 15 年）8 月までを目途に、各府省個別業務・システムの体系的な整理を実施する。</u> <u>上記整理の結果を踏まえ、CIO 連絡会議において、2003 年（平成 15 年）12 月までに政府全体の業務・システムの体系的な整理を実施するとともに、業務の最適化やシステムの統合化等の効果が大きいと見込まれる業務（主に実施業務）について、各府省に共通する業務・システム（以下「府省共通業務・システム」という。）、一部の府省に係る業務・システム（以下「一部関係府省業務・システム」という。）及び各府省の個別業務・システム（以下「個別府省業務・システム」という。）に分類する。</u> <u>府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、CIO 連絡会議において、2004 年（平成 16 年）1 月までに、各業務・システムに係る最適化計画を策定する担当府省を決定し、担当府省において、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に、担当業務・システムに係る最適化計画を策定する。</u>

改 定 案	現 行
<u>その際、各府省に共通するシステムについては、政府全体で一元的なシステム構築を行い、全府省が利用する等、システム構築に係る無駄な重複投資を排除し、効率的な予算執行を図る。</u> (2) 個別府省業務・システム <u>「個別府省業務・システムについて」(2004 年(平成 16 年) 2 月 10 日各府省情報化統括責任者(CIO) 連絡会議報告) に掲げる個別府省業務・システムについては、2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。</u> 特に、いわゆる旧式(レガシー)システムについては、当該システムを保有する府省において、<u>次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。</u> <u>刷新可能性調査を通じ、</u> ・ <u>汎用パッケージソフトウェアの利用</u> ・ <u>オープンシステム化</u> ・ <u>ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化(分離調達)</u> ・ <u>随意契約から競争入札への移行</u> ・ <u>データ通信サービス契約の見直し</u> ・ <u>国庫債務負担行為の活用</u> <u>の可能性について検討する。</u> <u>システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。</u>	個別府省業務・システムについては、2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。 特に、いわゆる旧式(レガシー)システムについては、当該システムを保有する府省において、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」に基づき、必要な見直しを行う。 <u>なお、各府省は、行動計画に基づき行われる刷新可能性調査結果等各段階の取組状況について、当該システムのセキュリティ(安全性)に直接係わる事項のように、公表することが不適切である事項を除き、随時、インターネットの利用その他により公表する。</u>

改 定 案	現 行
<u>— 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。</u> <u>— 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。</u> <u>— システムの刷新による投資対効果を明らかにする。</u> <u>(3) 業務・システムの見直し方針の策定</u> <u>各府省（府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムにあっては担当府省。以下この項において同じ。）は、各業務・システムの最適化計画の策定に向け、当該最適化の基本理念及び具体的な改革事項を内容とする業務・システムの見直し方針を遅くとも 2005 年（平成 17 年）6 月までに策定し、政府全体における業務・システムの最適化の具体的な取組事項について、その全容を明らかにする。</u> <u>(4) 業務・システムの最適化に係る作業の透明性、整合性の確保</u> <u>ア 最適化計画等の公表</u> <u>各府省は、業務・システムの見直し方針及び最適化計画（旧式（レガシー）システムにあっては、上記 1（2）の行動計画に基づき行われる刷新可能性調査結果等各段階の取組状況を含む。）について、当該業務・システムのセキュリティ（安全性）に直接かかわる事項のように、公表することが不適切である事項を除き、各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議に報告し、助言を受けるとともに、インターネットの利用その他により公表する。</u> <u>特に、国民、企業等に密接に関係する業務・システムの見直し方針及び最適化計画については、各府省においてパブリックコメント（意見募集及び結果公表）を行う。</u> <u>また、最適化計画に基づき整備するシステムの仕様書等については、情報システムに係る政府調達事例データベースにより、各府省</u>	<u>4 業務・システムの最適化に係る作業の整合性の確保</u>

改 定 案	現 行
<u>情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議を含む政府内の共有を図るとともに、インターネットを通じ広く一般の利用に供する。</u> <u>イ 最適化に係る作業の統一の実施手順</u> 業務・システムの最適化を政府全体として整合性を確保しつつ進めていくため、業務・システムの最適化に係る作業の統一の実施手順を定めた「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」及び「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を各最適化計画の策定に活用する。 <u>「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」については、システムの設計手法、管理手法に係る国際標準、事実上の標準の動向を踏まえ、随時見直しを行う。</u> <u>なお、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に基づき各最適化計画に添付する設計資料については、情報システムの構築過程を通じて適切に作成・更新を行うことにより、業務・システムの最適化を継続的に行う環境を整備する。</u> <u>2 内部管理業務の業務・システムの最適化</u> 人事・給与等業務、共済業務、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、<u>業務の改革を行った上で、徹底したシステム統合により重複投資を避けるなど、全体最適の観点から組織横断的に取り組み、業務・システムの最適化を図る。</u> <u>（１）人事・給与等業務</u> <u>ア 人事院、総務省、財務省及び各府省は、「人事・給与等業務・システム最適化計画」（2004年（平成16年）2月27日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、情報システムの統一化、情報の電子化と処理の自動化、業務処理手続等の簡素化など、</u>	業務・システムの最適化を政府全体として整合性をもって進めていくため、業務・システムの最適化に係る作業の統一の実施手順を定めた「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」（2003年（平成15年）6月作成）及び「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」（2003年（平成15年）7月作成予定）を<u>上記１から３の各最適化計画の策定に活用する。</u> <u>1 内部管理業務の業務・システムの最適化</u> 人事・給与等業務、共済業務、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、<u>「内部管理業務の業務見直し方針」（別添）に基づき、業務及び制度の見直しを実施し、ＩＴの活用、民間の知見・能力の活用等による業務・システムの最適化を図る。</u> <u>（１）人事・給与等業務</u> <u>― CIO 連絡会議の下で、人事院、総務省及び財務省が中心となつて、必要な業務見直し等を実施し、「人事・給与等業務・システム最適化計画（仮称）」を2003年（平成15年）12月までに策定するとともに、2004年度末（平成16年度末）までに人事・給与関</u>

改 定 案	現 行
<u>業務・システムの最適化に取り組む。</u> イ <u>人事院、総務省及び財務省は、2004 年度末（平成 16 年度末）までに人事・給与関係業務情報システムの主要な部分を整備する。</u> ウ <u>各府省は、2004 年（平成 16 年）6 月末を目途に策定する導入計画に沿って、個々に整備・運用している人事・給与等業務に係る既存のシステムを 2007 年度末（平成 19 年度末）までに、人事・給与関係業務情報システムに更新する。</u> エ <u>国家公務員の給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末（平成 17 年度末）までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、各行政機関において原則として 100% の実施を目指すとともに、各行政機関別の実施状況を定期的にフォローアップする。</u> （２）その他官房基幹業務 ア <u>共済業務については、CIO 連絡会議の下、財務省が中心となって、また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については、CIO 連絡会議の下、経済産業省が中心となって、「官房基幹業務・システム最適化計画（仮称）」を 2004 年（平成 16 年）7 月までに策定する。</u> イ <u>各府省は、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、上記最適化計画に基づき、業務・システムの最適化に取り組む。</u> ３ 共通システムの最適化 <u>「共通システムの見直し方針」（2004 年（平成 16 年）3 月 25 日行政情報システム関係課長連絡会議了承）に基づき、霞が関 WAN（電子文</u>	<u>係業務情報システム（仮称）の主要な部分を整備する。</u> 各府省は、<u>2005 年度（平成 17 年度）以降、人事・給与等業務に関する既存システムの更新時等の機会に、順次、上記システムを導入する。</u> （２）その他官房基幹業務 共済業務については、CIO 連絡会議の下で、財務省が中心となって、また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については、CIO 連絡会議において、<u>必要な業務見直しを実施し、「官房基幹業務・システム最適化計画（仮称）」を 2004 年度（平成 16 年度）早期に策定する。</u> ２ 共通システムの最適化 <u>府省内・府省間において行政事務の基盤となる、府省内ネットワーク、府省間ネットワーク、電子文書交換システムその他の共通システ</u>

改 定 案	現 行
<u>書交換システムを含む。）及び政府認証基盤については、行政情報システム関係課長連絡会議における検討を踏まえ、CIO 連絡会議の下、総務省が中心となって、2004 年度末（平成 16 年度末）までに、また、府省内ネットワークについては、各府省において、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に、それぞれ最適化計画を策定し、システムの見直しを進める。</u> 共通的な環境整備 <u>各府省は、府省内の「情報化推進委員会」等について、情報化に関する方針の策定・推進に加え、IT 化に対応した業務の見直し、情報システムの整合性確保、情報化推進に必要な予算・執行の調整、人材育成等も担う組織として充実・強化を図った。</u> <u>また、CIO 連絡会議に電子政府全般に精通した外部の有識者の参加を図ったほか、各府省にも、原則として、専門的知見を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を情報化統括責任者（CIO）補佐官（以下「CIO 補佐官」という。）として配置するとともに、各府省の CIO 補佐官からなる「各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議」を設置し、電子政府構築のための推進体制を充実・強化したところである。</u> <u>引き続き、効率的で、安全で、連携のとれた電子政府を構築していくためには、推進体制の充実・強化、情報システムの整備・運用管理の高度化、個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策の充実・強化、関係機関との連携協力を図っていく必要がある。</u> このため、以下の取組を推進する。 1 推進体制の充実・強化 （1）府省内各部門の連携強化等 <u>各府省は、最適化計画と予算要求・執行を連動させ、府省内のシステム投資を統括する仕組みを確立するとともに、情報化統括責任</u>	<u>ムについて、その最適化を図るため、行政情報システム関係課長連絡会議において、2003 年度末（平成 15 年度末）までに、「共通システムの見直し方針（仮称）」を策定する。</u> 共通的な環境整備 <u>国民の利便性・サービスの向上、IT 化に対応した業務改革など次期電子政府の構築を円滑かつ適切に実施するためには、業務・システムの最適化を強力に推進する体制を各府省及び府省全体として整備するとともに、最適な情報システムの調達、効率的な運用管理の実施等、情報システムの整備・運用管理の一層の高度化が必要である。</u> <u>また、オンラインによる行政サービスの本格化に伴い、個人情報の保護対策を含む情報セキュリティ（安全確保）対策について、一層の充実・強化を図っていく必要がある。</u> <u>さらに、我が国全体として総合的・一体的に業務・システムの最適化を推進するため、関係機関との連携協力を積極的に行う必要がある。</u> <u>このため、電子政府構築のための各府省に共通する環境整備として、以下の取組を推進する。</u> 1 推進体制の充実・強化 （1）各府省における推進体制の充実・強化 <u>各府省は、府省内の業務・システムの最適化を推進するため、2003 年（平成 15 年）7 月までに、情報化統括責任者（以下「CIO」</u>

改 定 案	現 行
<u>者（CIO）の下、情報システム部門、組織・定員部門、政策部門、会計部門等の関係部門が密接な連携を図り、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・合理化に戦略的に取り組む。</u> <u>また、各府省は、研修などの充実により職員の情報活用能力の向上に努め、内部人材の育成を図る。</u> （２）外部専門家の活用 <u>各府省は、外部の専門家等を活用し、情報化統括責任者（CIO）補佐官の支援体制、各業務・システムの最適化の取組に係る工程管理（プロジェクトマネジメント）、仕様策定、システム監査などを実施するための支援体制を整備し、府省内の業務・システムの最適化その他電子政府構築に係る推進体制の一層の充実・強化を図る。</u> ２ 情報システムの整備・運用管理の高度化 （１）情報システムに係る政府調達の見直しについて 各府省は、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002 年（平成 14 年）3 月 29 日情報システムに係る政府調達	<u>という。）の主導により、現行の「情報化推進委員会」等について、これまでの情報化に関する方針の策定・推進という役割に加えて、ＩＴ化に対応した業務の見直し、情報システムの整合性確保等も担う組織として明確化するとともに、同組織において、業務分析、情報化推進に必要な予算・執行の調整、これらの業務を担う人材の育成等を実施するものとする。</u> <u>また、各府省は、2003 年（平成 15 年）12 月までに、府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定に当たり CIO 及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行う CIO 補佐官を配置するとともに、「情報化推進委員会」等における位置付けを明確化する。CIO 補佐官には、業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を充てることとし、高度な国家安全保障、治安に係る分野においては内部人材の活用を図ることとする。</u> （２）府省横断的な推進体制の充実・強化 <u>府省横断的な取組の企画・調整機能を担う CIO 連絡会議において、2003 年（平成 15 年）12 月までのできる限り早期に、専門的知見を有し、独立性・中立性を有する外部の専門家を登用する。</u> <u>また、政府全体の業務・システムの最適化を推進するため、CIO 連絡会議からの指示を受け、統一的な実施手順の維持・管理や各府省共通の課題の分析・解決方法の検討を行う体制として各府省の CIO 補佐官等からなる「CIO 補佐官等連絡会議（仮称）」を、2003 年（平成 15 年）12 月までに設置する。</u> ２ 情報システムの整備・運用管理の高度化 （１）情報システムに係る政府調達の見直しについて 各府省は、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002 年（平成 14 年）3 月 29 日情報システムに係る政府調達

改 定 案	現 行
府省連絡会議了承。<u>2004 年（平成 16 年）3 月 30 日改定</u>）に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、開発工程管理手法（プロジェクトマネジメント手法）の活用を通じた調達過程の適正な管理等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取組を推進する。 （２）外部委託の推進 各府省は、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」（2000 年（平成 12 年）3 月 31 日行政情報システム各省庁連絡会議了承）を踏まえ、引き続き、外部委託を推進する。 （３）技術的共通課題の検討 <u>各府省が業務・システムに係る最適化計画策定過程等において、各府省共通の課題として検討が必要な技術的共通課題については、行政情報システム関係課長連絡会議において、引き続き検討を進める。</u> （４）文字情報・コードの整備 経済産業省及び関係府省は、行政情報化の共通基盤の一環として、将来的な国際標準との整合を視野に入れ<u>つつ</u>、官民が汎用的に利用できる文字情報データベースの整備を進め、2005 年度末（平成 17 年度末）までに構築する。 （削除）	府省連絡会議了承。2003 年（平成 15 年）3 月 19 日改定）に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、開発工程管理手法（プロジェクトマネジメント手法）の活用を通じた調達過程の適正な管理等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取組を推進する。 （２）外部委託の推進（同左） （３）技術的共通課題の解決 <u>各府省認証局が発行する官職証明書の有効期間経過後における電子公文書の真正性の確認方策、府省共通的なデータの円滑な交換、活用方策等解決に必要な各府省共通の技術的課題については、共通システムの見直しに係る検討状況を踏まえ、「行政情報システム関係課長連絡会議」において、2003 年度（平成 15 年度）から検討に着手し、統一的な解決方策等を取りまとめた上で、各府省における情報システムの整備、運用に的確に反映する。</u> （４）文字情報・コードの整備等 — 経済産業省及び関係府省は、行政情報化の共通基盤の一環として、将来的な国際標準との整合を視野に入れ、官民が汎用的に利用できる文字情報データベースの整備を進め、<u>2003 年度末（平成 15 年度末）までに主要部分の運用を開始し、2005 年度末（平成 17 年度末）までにデータベースを構築する。</u> — <u>内閣官房及び関係府省は、「公的分野における連携 IC カードの</u>

改 定 案	現 行
(5) 情報システムの高度化 <u>各府省は、業務・システムの最適化計画を踏まえ、I P v 6 等新たな技術革新の成果の導入を順次進め、情報システムの高度化を図る。</u> 3 情報セキュリティ対策等の充実・強化 (1) 情報システムの安全性・信頼性の確保 ア 各府省は、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2000 年(平成 12 年) 7 月 18 日情報セキュリティ対策推進会議決定。2002 年(平成 14 年) 11 月 28 日一部改定) に沿って 2002 年度(平成 14 年度) に改定した情報セキュリティポリシー(情報システムの安全確保の指針) に基づき、<u>引き続き、安全なネットワーク設計、外部監査の実施、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。</u> <u>特に、電子政府の基盤となるシステムについては、その安全対策を徹底し、信頼性の確保を図る。</u> イ 各府省は、情報セキュリティに関する信頼性の高い情報システムの構築を図るため、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」(2001 年(平成 13 年) 3 月 29 日行政情報化推進各省庁連絡会議了承) に基づき、情報セキュリティに関する評価・認証を受けた製品等の利用を推進する。 ウ 各府省の情報システムの構築に当たり暗号を利用する場合に	<u>実現に向けた基本的考え方」(2001 年(平成 13 年) 7 月 27 日公的分野における IC カードの普及に関する関係府省連絡会議) 等を踏まえ、今後の急速な技術進歩や国際標準化の動向等を勘案しつつ、新たな技術の導入等に関しての検討を行い、2003 年度中(平成 15 年度中) に技術仕様の内容を見直す等所要の措置を講ずる。</u> 3 情報セキュリティ対策等の充実・強化 (1) 情報システムの安全性・信頼性の確保 __ 各府省は、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2000 年(平成 12 年) 7 月 18 日情報セキュリティ対策推進会議決定。2002 年(平成 14 年) 11 月 28 日一部改定) に沿って 2002 年度(平成 14 年度) に改定した情報セキュリティポリシー(情報システムの安全確保の指針) に基づき、安全なネットワーク設計、外部監査の実施、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。 __ (同左) __ (同左)

改 定 案	現 行
は、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」(2003年(平成15年)2月28日行政情報システム関係課長連絡会議了承)に基づき、客観的な評価を得た、一定水準以上の安全性・信頼性を有する暗号の利用を推進する。 (削除) (2) 個人情報保護法制の<u>施行に向けた準備と厳格な運用</u> 我が国におけるIT社会の急速な進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いを定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関連法律の<u>2005年(平成17年)4月1日からの施行に向け、総務省は、個人情報の適切な管理に関する指針等を策定、同法の周知などを図るとともに、各府省は、個人情報の適切な管理に関する定めの整備、職員への教育研修を行うなど、適切な施行準備を行う。また、施行後は法の適切かつ厳格な運用を行うことにより、個人の権利利益の保護を図る。</u> 4 関係機関との連携協力 (1) e-Gov について、「<u>行政ポータルサイトの整備方針</u>」に基づき、<u>関係機関の協力の下、各機関が運営するホームページその他の情報提</u>	<u>各府省は、電子申請システムについて、電子証明書を利用して安全な通信を確保するものとする。当該証明書を各府省の認証局から発行し、利用者に配布する場合には、それが真正なものであることを利用者が確認するための情報(フィンガープリント)を提供するものとする。</u> <u>また、上記 3(1) の行政ポータルサイトの整備方針の策定に向けた取組を踏まえ、電子証明書の配布及びそのフィンガープリントの提供を要しないなど、より一層安全で利便性の高い通信を実現するための方策について、行政情報システム関係課長連絡会議において検討を進める。</u> (2) 個人情報保護法制の<u>早急な整備と厳格な運用</u> 我が国におけるIT社会の急速な進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いを定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関連法律の<u>施行に向けた必要な取組を早急に進めるとともに、施行後は法の適切かつ厳格な運用を行うことにより、個人の権利利益の保護を図る。</u> 4 関係機関との連携協力 (1) <u>関係機関における所管手続のオンライン化や手続の案内等行政情報のインターネットによる提供を要請するとともに、総合的なワン</u>

改 定 案	現 行
<u>供系サイト（データベースを含む。）へのリンクによる案内の充実を図るとともに、e-Gov から関係機関の電子申請システムにおける個々の手続画面への案内が可能となるよう、e-Gov と連携する場合のインターフェースに関する仕様等必要な情報を提供する。</u> （２）独立行政法人が行う業務については、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するものとし、所管府省は中期目標に最適化計画の策定について盛り込む等の措置を講ずる。 また、国会、裁判所が行う人事、給与等内部管理業務についても、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するよう要請する。 （３）国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークについては、<u>原則として総合行政ネットワーク（LGWAN）を活用する。</u> また、国の行政機関と独立行政法人、国会等との間においても、業務の効率化・合理化を図るためネットワーク化を推進する。 （４）<u>国、地方公共団体を通ずる行政の情報化に総合的・一体的に取り組むため、電子行政推進国・地方公共団体協議会（2003 年（平成 15 年）8 月 29 日設置）において、霞が関 WAN と総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した情報の交換及び共有の在り方、行政ポータルとの連携の在り方などについて、引き続き、意見の交換、情報の共有を行う。</u>	<u>ストップサービスを実現するため、関係機関における電子申請システムと e-Gov との連携を図る。</u> <u>特に、独立行政法人、地方公共団体等が扱う手続については、各府省において、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化実施方策の提示等の条件整備を着実にを行うほか、申請・届出等の件数が多いなど国民等に身近な手続について、毎年度、実施予定時期等を含めオンライン化の状況を調査し、CIO 連絡会議において取りまとめ、分かりやすく公表する。また、当該調査結果を踏まえ、独立行政法人、地方公共団体等に対し必要な情報提供、助言等を行う。</u> （２）（同左） （３）国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークについては、総合行政ネットワーク（LGWAN）を可能な限り活用する。 また、国の行政機関と独立行政法人、国会、裁判所等との間においても、業務の効率化・合理化を図るためネットワーク化を推進する。 （４）<u>地方公共団体における行政の情報化を促進し、国・地方を通ずる行政情報化の総合的・一体的な推進に、より強力かつ機動的に取り組むため、2003 年（平成 15 年）8 月までに、国、地方公共団体間における実務者による協議の場（「電子政府・電子自治体推進のための国、都道府県、市町村協議会（仮称）」）を設置する。</u>

改 定 案	現 行
第 3 府省別計画（略）	第 3 府省別計画（略）